

感染対策指針の目的

この指針は、感染の予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等事業所における感染対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高いサービスの提供を図る事を目的とする。

(1) 感染対策に関する基本的な考え方

感染の予防に留意し、感染症の発生の際には、その速やかな特定、制圧終息を図る事は、障害福祉サービス提供事業所にとって重要である。事業所内感染予防対策を全支援者が把握し、指針に添った支援が提供できるよう、本指針を作成する。

(2) 感染予防対策委員会

事業所内で発生する感染症に関する組織的対策及び予防に関し必要な事項を協議する為、感染対策委員会（以下、委員会）を設置する。

委員会は3カ月に1回開催する。また、必要に応じて臨時委員会を開催する。

【感染対策事項】

1. 事業所内感染防止のための情報収集に関すること。
2. 事業所内感染防止のための通知および教育に関すること。
3. 事業所内感染防止のための対策に関し必要と思われる事項。
4. 管理者の諮問事項。その他、感染防止に関連すること。

(3) 職員研修に関する基本方針

1. 感染予防対策の基本的な考え方及び具体的対策について職員に周知徹底を図る事を目的とする。
2. 職員研修は年2回程度開催し、出席できなかったものには伝達研修を行う。又必要に応じて随時開催する。

(4) 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

事業所内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを収集して、的確な感染対策を実施できるよう早い段階で受診し、協力医療機関及び担当医師の指示を仰ぐ。

(5) 感染発生時に対応に関する基本方針

1. 早い段階で受診し、協力医療機関及び担当医師の指示を仰ぎ、迅速な対応が取れる

よう、情報管理を適切に行う。

2. 感染の原因特定の為、症状のタイプや、種類等フィードバックする。
3. 個々の感染症例は協力医療機関及び担当医師の指示に従い対応する。
4. 集団発生あるいは異常発生が見られる時には、原因排除及び感染拡大の阻止に務める。
5. 上記 4 の集団発生が認められた場合、保健所及び事業所を管轄する市・利用者の受給者証発行自治体に対し速やかに報告し、助言・指導を求める。
6. 委員会の判断により、面会の制限等が生じた場合には、速やかに入居者家族及び、関係事業所に連絡する。

(6) 利用児、保護者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

1. 事業所内に掲示すると共に、重要事項説明書に添付し入居者又は家族が確認できるようにする。
2. 利用児・家族等への疾病の説明とともに、理解を得た上で、感染対策に協力を求める。

(7) その他、当施設における感染対策の推進のために必要な基本方針

1. 職員は感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底、マスクの励行など、常に感染予防策の遵守に務める。
2. 職員は自らが感染源とならないよう、健康管理に留意するとともに、ワクチン接種によって感染が予防できる疾患については、適切にワクチン接種を行う。
3. 入居者、職員共に必要なワクチン接種率を高めるように務める。
4. 職員は感染対策マニュアルに沿って、標準予防策の徹底、防護具の使用、職業感染の防止に努める。

令和 5 年 3 月 1 日 制定

令和 6 年 11 月 1 日 改訂